

道路法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の追加

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を追加すること。

第二 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有の場所に関する基準の追加

一 道路の区域内の地面に設ける自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有の場所に関する基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

1 車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。

2 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し又は屈曲する部分以外の道路の部分に設けること。

3 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、当該器具を駐車の用に供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路

構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること。

4 道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

5 特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

二 道路の区域内の地面に設ける原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用の場所に関する基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

1 車道又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分に設けないこと。

2 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分に設けること。

3 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し又は屈曲する部分以外の道路の部分に設けること。

4 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、当該器具を駐車の用に供したときに、自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令に規

定する歩道等の幅員を確保したものであること。

5 道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

6 特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

第三 自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についての一般国道の指定区間内における占用料の額の基準の追加

自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についての一般国道の指定区間内における占用料の額は、占用面積一平方メートル一年につき近傍類似の土地の時価に〇・〇一八を乗じて得た額とすること。

第四 交差点等の地上に設ける工作物、物件又は施設の場所の基準の緩和

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設の種類又は構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合には、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上について、当該工作

物等の占用を認めることとする事。

第五 関係規定の整理

今回の改正に係る関係規定について所要の規定の整理を行う事。

第六 施行期日

この政令は、平成十九年一月四日から施行するものとする事。